

**改正**

---

**公職選挙法の  
手引**

**令和3年版**

---

# もくじ

## 第1章 政見放送における持込みビデオ方式の導入

■平成30年法律第65号（平成30年6月27日公布、平成30年12月25日施行）

[1] 改正の概要	11
(1) 持込みビデオ方式の導入関係	11
(2) 持込みビデオ方式による政見放送の公営関係	12
(3) 持込みビデオ方式を選択することができる候補者の確認方法 関係	14
(4) 政見放送に関する手話通訳者への報酬の支給	23
(5) 参議院選挙区選出議員の選挙の政見放送におけるスタジオ 録画方式関係	24
[2] 背景、成立に至る経緯	30
(1) 参議院選挙区選出議員の選挙の政見放送	30
(2) 法案提出の経緯	31
(3) 国会における審議経過等	32

## 第2章 参議院議員選挙制度の改正 (較差の縮小、特定枠制度の導入)

■平成30年法律第75号（平成30年7月25日公布、平成30年10月25日施行）

[1] 改正の概要	38
1. 参議院選挙区選挙における較差の縮小関係	38
2. 参議院比例代表選挙における特定枠制度の導入関係	39
(1) 立候補の届出等	39
(2) 投開票	41
(3) 当選人の決定	46

(4) 選挙運動	50
(5) 選挙運動に関する収支等	64
(6) 政治活動の態様	65
(7) 争訟	66
(8) 罰則	67
(9) 再立候補の場合の特例	71
<b>[2] 背景、成立に至る経緯</b>	74
1. 平成27年改正法附則	74
2. 選挙制度に関する専門委員会における検討等	76
(1) 選挙制度に関する専門委員会の設置	76
(2) 平成29年9月27日最高裁判決	76
(3) 最高裁判決後から専門委員会報告書提出までの動き	78
3. 改正法提出までの経緯	82
(1) 協議会における議論	82
(2) 各会派による公職選挙法改正案の提出	82
4. 国会における審議経過等	84
(1) 参議院での審議経過	84
(2) 衆議院での審議経過	86
(3) 審議の概要	86
(4) 定数増加への参議院の対応	94

### **第3章 投票環境向上方策による改正（投票管理者等の選任要件の緩和、天災等の場合における開票区の分割、選挙公報の掲載文の電子データによる提出等）**

■ 令和元年法律第1号（令和元年5月15日公布、令和元年6月1日施行）

<b>[1] 改正の概要</b>	96
1. 投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和等	96

(1) 投票管理者の選任要件の緩和	96
(2) 投票管理者の交替制の導入	97
(3) 投票立会人の選任要件の緩和	101
2. 天災等の場合における開票区の分割等	105
(1) 分割開票区等の設置と開票立会人の選任手続の整備	105
(2) 開票立会人の選任要件の規定の整備	108
(3) 既に届出のされている開票立会人の取扱い	111
(4) 分割開票区が設けられた場合における指定投票区の手扱い	113
3. 選挙公報の掲載文の電子データによる提出	116
(1) 掲載文の申請	116
(2) 選挙公報の発行手続	118
[2] 背景、成立に至る経緯	123
1. 投票環境の向上方策等に関する研究会	123
2. 国会審議の状況	125

## 第4章 地方議会議員選挙の立候補届に関する見直し

■令和2年法律第41号（令和2年6月10日公布、令和2年9月10日施行）

[1] 改正の概要	128
(1) 宣誓書の宣誓内容に「住所要件」を追加	129
(2) 罰則	131
[2] 背景、成立に至る経緯	131
(1) 被選挙権のない者の立候補	131
(2) 平成31年統一地方選挙	134
(3) 令和元年地方分権改革	136
(4) 国会審議の経過	138

## 第5章 町村の選挙における公営の拡大等

■令和2年法律第45号（令和2年6月12日公布、令和2年12月12日施行）

[1] 改正の概要	142
1. 町村の議会議員選挙における供託金制度の導入	142
(1) 供託	142
(2) 供託物の没収	143
2. 町村の議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁	144
3. 町村の議会議員及び長の選挙における選挙公営の拡大	146
(1) 選挙運動用自動車の使用	146
(2) 選挙運動用ビラの作成	148
(3) 選挙運動用ポスターの作成	148
[2] 背景、成立に至る経緯	149
1. 供託金制度導入の経緯	149
2. 地方選挙における選挙公営の拡大の経緯	150
(1) 都道府県及び市の選挙における選挙運動用自動車の使用及び ポスターの作成	150
(2) 都道府県知事及び市町村長の選挙におけるビラの頒布解禁	151
(3) 都道府県及び市の議会議員選挙におけるビラの頒布解禁	152
3. 全国町村議会議長会及び全国町村会の要望	153
4. 法律案の提出	155

## 第6章 Q&A集

1. 政見放送における持込みビデオ方式の導入	158
2. 参議院議員選挙制度の改正	162

3. 投票環境向上方策による改正	169
[投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和]	169
[天災等の場合における開票区の分割]	172
[選挙公報の掲載文の電子データによる提出]	177
4. 地方議会議員選挙の立候補届に関する見直し	181
5. 町村の選挙における公営の拡大等	186

## 凡 例

●法令名については以下の略称を用いています

法……公職選挙法（昭和25年法律第100号）

令……公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）

則……公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）

規程…政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）

# 第1章

---

## 政見放送における 持込みビデオ方式の導入

■平成30年法律第65号（平成30年6月27日公布、平成30年12月25日施行）

## 参議院選挙区選挙の政見放送における持込みビデオ方式の導入

第五十条 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙においては、それぞれ候補者届出政党又は参議院（選挙区選出）議員の候補者は、政令で定めるところにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。第百五十二条第一項において同じ。）を除く。以下同じ。）のラジオ放送又はテレビジョン放送（放送法第二条第十六号に規定する中波放送又は同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）の放送設備により、公益のため、その政見（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者届出政党が届け出た候補者の紹介を含む。以下この項において同じ。）を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び基幹放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は次に掲げるものが録音し若しくは録画した政見をそのまま放送しなければならない。

一 候補者届出政党

二 参議院（選挙区選出）議員の候補者のうち、次に掲げる者

イ 第二百一条の四第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体で次の（1）又は（2）に該当するものの同条第一項に規定する推薦候補者

（1）当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。



(2) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であること。

ロ 第二百一条の六第三項（第二百一条の七第二項において準用する場合を含む。）の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体でイ（1）又は（2）に該当するものの第二百一条の四第一項に規定する所属候補者

- 2 前項各号に掲げるものは、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、同項の政見の放送のための録音又は録画を無料ですることができる。
- 3 衆議院（比例代表選出）議員、参議院（比例代表選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、それぞれ衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等又は都道府県知事の候補者は、政令で定めるところにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び基幹放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、公益のため、その政見（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿登載者、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の紹介を含む。以下この項において同じ。）を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び基幹放送事業者は、その政見を録音し又は録画し、これをそのまま放送しなければならない。
- 4 第一項の放送のうち衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者届出政党の放送に関しては、当該都道府県における届出候補者を有する全ての候補者届出政党に対して、同一放送設備を使用し、当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数（十二人を超える場合においては、十二人とする。）に応じて政令で定める時間数を与える等同等の利便を提供しなければならない。

- 5 第一項の放送のうち参議院（選挙区選出）議員の選挙における候補者の放送又は第三項の放送に関しては、それぞれの選挙ごとに当該選挙区（選挙区がないときは、その区域）の全ての公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）に対して、同一放送設備を使用し、同一時間数（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて政令で定める時間数）を与える等々の利便を提供しなければならない。
- 6 参議院（選挙区選出）議員の候補者のうち第一項第二号イ又はロに掲げる者は、政令で定めるところにより、その者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同号イ（1）又は（2）に該当することを証する政令で定める文書を当該選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に提出しなければならない。ただし、当該選挙と同時に行われる参議院（比例代表選出）議員の選挙において、当該政党その他の政治団体が次に掲げる政党その他の政治団体である場合（政令で定める場合を除く。）は、この限りでない。
- 一 第八十六条の三第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体として同項の規定による届出をした政党その他の政治団体
- 二 任期満了前九十日に当たる日から七日を経過する日までの間に第八十六条の七第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第五項の規定による届出をしていないもの（同条第三項の規定により添えた文書の内容に異動がないものに限る。）
- 7 中央選挙管理会は、政令で定めるところにより、前項各号に掲げる政党その他の政治団体に関し必要な事項を、当該参議院（比例代表選出）議員の選挙と同時に行われる参議院（選挙区選出）議員の

選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、参議院合同選挙区選挙管理委員会）に通知しなければならない。

- 8 第一項第二号イ（1）に規定する衆議院議員又は参議院議員の数及び同号イ（2）に規定する政党その他の政治団体の得票総数の算定に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 第一項から第五項までの放送の回数、日時その他放送に関し必要な事項は、総務大臣が日本放送協会及び基幹放送事業者と協議の上、定める。この場合において、衆議院（比例代表選出）議員の選挙における衆議院名簿届出政党等又は参議院（比例代表選出）議員の選挙における参議院名簿届出政党等の放送に関しては、その利便の提供について、特別の考慮が加えられなければならない。

## [1] 改正の概要

- ・ 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に持込みビデオ方式が導入され、選挙公営の対象に

### (1) 持込みビデオ方式の導入関係（法第150条第1項）

法第150条第1項の改正により、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送については、従来どおり日本放送協会及び基幹放送事業者が録音し若しくは録画した政見を放送するいわゆるスタジオ録画方式に加えて、一定の要件を満たす候補者に対しては、その者が録音し若しくは録画した政見を放送するいわゆる持込みビデオ方式が認められるようになった。

【持込みビデオ方式を選択することができる候補者】

① 推薦団体（法第201条の4第2項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体）で次のア又はイに該当するものの推薦候補者

ア．当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有すること

イ．直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の2%以上であること

② 確認団体（法第201条の6第3項（第201条の7第2項において準用する場合を含む）の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体）で①のア又はイに該当するものの所属候補者

（2）持込みビデオ方式による政見放送の公営関係（法第150条第2項、令第111条の5第1項から第3項）

法第150条第2項の改正により、（1）の①又は②に掲げる者は、政令で定める額の範囲内で、同条第1項の政見の放送のための録音又は録画を無料であることができるものとされた。

### ① 公営の手続き

既に持込みビデオ方式が導入されている衆議院小選挙区選出議員の選挙と同様に、改正法により持込みビデオ方式が導入された参議院選挙区選出議員の選挙において、持込みビデオ方式を選択する候補者は、録音又は録画を業とする者との間において、有償契約を締結し、その旨を都道府県の選挙管理委員会等に届け出、都道府県は当該契約の相手方である業者からの請求に基づいて、当該契約に基づく持込みビデオの録音又は録画費用（総務大臣の定める額（以下「録音等公営限度額」という）が限度）とその複製費用（総務大臣の定める額（以下「複製公営限度額」という）が限度）を当該業者に支払うこととされた（令第111条の5第1項及び第2項）。

このことに伴い、改正則において、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、新たに契約届出書の様式が設けられた（則別記第28号様式の3、第28号様式の11及び第28号様式の12）。

### ② 公営限度額

すでに持込みビデオ方式が導入されている衆議院小選挙区選出議員の選挙については、都道府県から業者に支払う公営負担額の算定方法について、「契約に基づく録音又は録画でかつ放送されたものの作成費（録音等公営限度額を超えるものは当該限度額）をビデオの種類ごとに足し上げた額」に「ビデオを放送するために必

# 第6章

---

## Q & A 集

## 1. 政見放送における持込みビデオ方式の導入

---

**Q1** 各政見放送について、手話通訳や字幕の導入状況は、どうなっていますか？

---

**A** 政見放送は、昭和22年にラジオにより当時の参議院全国区選挙に初めて導入され、その後、昭和44年の法改正によりテレビによる政見放送が実施されるようになりました。

現在、選挙運動の手段として政見放送が認められている選挙は、衆議院議員選挙、参議院議員選挙及び都道府県知事選挙です。衆議院小選挙区選挙においては候補者届出政党が、衆議院及び参議院の比例代表選挙においては名簿届出政党等が、参議院選挙区選挙及び都道府県知事選挙においては候補者が主体となって実施されます。

テレビの政見放送では、耳が不自由な方などがその内容を理解できるように、手話通訳士の確保や字幕付与の技術的課題といった点に対応しつつ、順次手話通訳や字幕の導入が行われてきました。また、平成6年の衆議院議員選挙制度改正により、衆議院小選挙区選挙に持込みビデオ方式が導入されたことに伴い、ビデオを作成する候補者届出政党が手話通訳や字幕を付すことが可能となり、平成7年にスタジオ録画方式で行われる参議院比例代表選挙の政見放送に手話通訳を付すことができるようになりました。平成21年にはスタジオ録画方式で行われる全国11ブロックの衆議院比例代表選挙の政見放送に手話通訳を付すことができるようになり、平成23年からは都道府県知事選挙の政見放送でも可能となりました。なお、字幕につ

いては、平成25年から参議院比例代表選挙の政見放送において、NHKにより付すことができるようになりました。

しかし、参議院選挙区選挙の政見放送においては、従来、一時に多数の候補者がスタジオ収録することになり、全国を通じて手話通訳や字幕を付すことは困難であったため、いずれも採用されてきませんでした。今回の改正により、持込みビデオ方式が採用されたことにより、当該方式を採用する候補者は手話通訳や字幕を付すことが可能となり、また、スタジオ録画方式の候補者についても、手話通訳士の確保が可能と見込まれることから、手話通訳士を付すことができるようになりました。

---

**Q2** なぜ候補者全員について持込みビデオ方式が認められないのですか？

---

**A** 法第150条には、録音・録画した政見をそのまま放送しなければならないと規定されています。同時に、法第150条の2には、政見放送をするに当たって、候補者等は、その責任を自覚し、他人の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告宣伝をしたりして、政見放送としての品位を損なう言動をしてはならないと規定されています。

持込みビデオ方式は、スタジオ録画方式と比べて自由度が高く、候補者が創意工夫を凝らして国民により効果的に政策を訴えることができる反面、品位を欠くビデオが持込まれる懸念があり、もしそうなった場合に放送しない対応がとれるかなどの問題が生じます。

そこで、品位を損なうビデオを持込むことが考えにくい一定